

### 令和4年度幼稚園・認定こども園 (第1号認定)入園児募集

㊦令和4年4月1日以降に、満3歳から小学校入学前で幼児教育を希望する児童(認定こども園では、第1号認定に該当します。)

【募集要項配布】9月1日(水)～

㊦(法得幼稚園)9月8日(水)～

〈認定こども園野木幼稚園〉9月7日(火)～

※利用を希望する幼稚園、認定こども園に直接お申込みください。

【配布・受付場所】

利用を希望する幼稚園、認定こども園

【その他】

保育認定の募集要項は9月17日(金)より、こども教育課で配布します。

※町ホームページでもダウンロードできます。

詳細は広報のぎ10月号にてお知らせします。

問法得幼稚園 ☎(55)0806

認定こども園野木幼稚園 ☎(56)1723

### 空き家の売買・賃貸をお考えの方へ ～「空き家バンクリフォーム補助金」のご案内～

野木町空き家バンクの登録を促進し、空き家の利活用を図るため、空き家バンク登録物件を対象に、リフォーム工事や残存する家財の処分に係る費用に対し、補助金を交付します。

「野木町空き家バンク」の詳細はこちら⇒



㊦・野木町空き家バンクの登録物件の所有者または入居者(入居予定者)

- ・売買または賃貸借契約において空き家バンクを使用して締結または書面による同意を得た方
- ・町税を滞納していない方
- ・空き家所有者の3親等以内の親族でない方

【補助額・要件】

〈リフォーム工事〉

- ・費用の2分の1以内(限度額50万円)
- ・工事に要する費用が20万円以上であること

〈家財処分〉

- ・費用の2分の1以内(限度額10万円)
- ・家財処分に要する費用が5万円以上であること
- ・家財の処分の実施は一般廃棄物処理等の許可業者であること

※それぞれ1住宅または1人に対し1回限りの交付です。申請方法など詳しくはお問合せください。

問未来開発課 ☎(57)4178

### 住宅購入をお考えの方へ ～「定住促進補助金」のご案内～

令和2年4月1日以降に取得された住宅を対象に補助金を交付します。

【対象】

- ・令和2年4月1日以降に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法および都市計画法の規定に適合していること

【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入または転居により新たに専用住宅、併用住宅またはマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方(共有者のうち1名のみ代表者として申請可能)
- ・世帯員に町税等の滞納がない方。また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

【基本額】

10万円(新築・中古住宅問わず)



【加算額】

- ・申請者が令和2年4月1日以降に転入し、1年を経過していない場合：2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳以下のお子様がいる場合(人数は問わない)：3万円加算

【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書および次の書類を提出してください。

- ①世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
  - ②定住誓約書
  - ③建物登記簿の全部事項証明書の写し
  - ④建物の平面図(間取図)および住宅までの案内図
  - ⑤1年以内の転入者の転入以前の住所地での完納(納税)証明書または非課税証明書等(世帯全員分)
  - ⑥登記の遅延(遅延により申請期限を過ぎる場合など)にあつては、物件の取得を確認できる書類
- ※1世帯につき1回限りの交付です。

詳しくはお問合せください。

問未来開発課 ☎(57)4178